平成２７年（フ）第３３７号
愛知県額田郡幸田町大字大草字下六條50番地１
破産者　有限会社六条
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
滋賀県東近江市林田町1458番地２
破産者　株式会社煌工務店
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１６６５号
福岡市早良区重留１丁目７番27号、開始決定時の住所福岡市早良区東入部８丁目５番４号
破産者　大黒　秀憲
１　決定年月日　平成28年４月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４９６号
福岡市東区原田１丁目９番27号
破産者　山　　清輝
１　決定年月日　平成28年４月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３９６号
福岡市東区多の津５丁目５番８―213号、前住所福岡県糟屋郡志免町別府北２丁目２番１―501号
破産者　樋口　隆宏
１　決定年月日　平成28年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８８号
長野市上松４丁目45番８号
破産者　内田　修一
１　決定年月日　平成28年４月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８２７号
大分県日田市東町３番11号春光荘５号、破産手続開始決定時の住所大分県日田市亀山町４番15号グリーンマンション亀山308号
破産者　近藤　慶三
１　決定年月日　平成28年４月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７８号
茨城県稲敷市時崎233番地53　中村方
破産者　長谷川新一
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２４５号
埼玉県越谷市大字大里177番地１　リジェール越谷303号
破産者　竹澤　　学
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
岐阜県土岐市肥田浅野矢落町２丁目４番地
破産者　水野　智子
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２７号
滋賀県東近江市桜川西町923番地
破産者　中村　基東
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５６０号
福岡市中央区長浜２丁目３番35号
破産者　川上　徹也
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９０号
長崎県長崎市岩見町28番６号
破産者　永田　純隆
１　決定年月日　平成28年４月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７４１号
神奈川県藤沢市善行７丁目７番８―303号
破産者　飯島　香織
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５４号
長野県松本市大字寿豊丘1520番地１
破産者　古田　千秋
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第５４号
兵庫県西宮市上ヶ原四番町４番33号　グラン・フェルティ甲東園102号、開始決定時及び住民票上の住所兵庫県南あわじ市榎列小榎列308番地
破産者　髙田　佳伸
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１７９６号
愛知県日進市香久山４丁目201番地２　13棟403
破産者　小松　弘和
１　破産債権の届出期間　平成28年５月18日まで
２　一般調査期日　平成28年７月21日午後１時30分
平成28年４月18日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２３７号
兵庫県西宮市甲子園口北町３番５―302号
破産者　原野眞之介
１　破産債権の届出期間　平成28年５月18日まで
２　一般調査期日　平成28年６月23日午後２時
平成28年４月18日
大阪地方裁判所第６民事部